

2015年(平成27年)7月9日

藤沢市教育委員会  
委員長 関野 真一郎 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

学年の教育活動に関する事項に係る一般的制限，本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略，目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について(答申)

2015年(平成27年)6月25日付けで諮問(第746号)された学年の教育活動に関する事項に係る一般的制限，本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略，目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略に係る包括的な取り扱いについて次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第8条第1項第3号の規定による犯罪歴及び同項第4号の社会的差別の原因となる事項を取り扱う必要性があると認められる。
- (2) 条例第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (3) 条例第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (4) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人以外のものから収集すること及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略することについては，「3 審議会の判断理由」に述べるところにより認められる。
- (5) 条件については，「3 審議会の判断理由」に述べるところによるものとする。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務の実施に当たり，犯罪歴及び社会的差別の原因となる個人情報を取り扱う必要性，個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから

収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由，目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びに実施機関が別に定める「児童・生徒の健全育成に向けての学校と警察との情報連携に係るガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」に基づき包括的に取り扱う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

子どもたちを取り巻く環境の多様化・複雑化に伴い，本市の児童・生徒の問題行動にも憂慮すべき状況が生じており，様々な課題が深刻化している。

平成25年度の本市公立中学校における対教師暴力，生徒間暴力，器物損壊の発生件数は85件であったが，平成26年度は12月末現在で，前年比の1.5倍以上にあたる130件超となっている。この内の30%超は学校が繰り返し指導しているにもかかわらず，暴力行為を繰り返してしまう生徒達によるものである。

また，いじめについても，インターネット上や無料通信アプリ等を利用した悪質なケースや大ケガを負わせてしまう重篤な事案も発生しており，暴力行為やいじめ問題への対策は本市児童・生徒指導上の喫緊の課題となっている。

このような学校の指導だけでは解決が困難な問題については，警察と連携して警察の有する専門的な知識や手法を活用することで，再発の防止や生活態度に改善が見られるなど，問題行動の抑止が図られることが，本連携制度を活用している自治体から報告されている。

さらに，いじめ問題への対応については，平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」において，犯罪行為として取り扱うべきと認められる事案については，警察と連携した対応をとることの必要性について明記されている。

そこで，藤沢市立の小学校及び中学校並びに特別支援学校に在籍する児童・生徒を対象に，本市教育委員会と神奈川県警察本部が緊密に連携して，児童・生徒の健全育成，非行防止及び犯罪被害防止をより効果的に図るために，児童・生徒の個人情報に係る必要な情報の提供を受けること，及び支援・指導を依頼する場合の情報連携について，藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するに至ったものである。

以上の業務を行うことから，一般的制限の事項に係る個人情報を取り扱うこと，個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略，個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について，別に定めるガイドラインに基づき，審議会への諮問の手続きを個々に経ることなく包括的な取り扱いをしたく，藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮り意見を求めるものである。

(2) 一般的制限の事項に係る個人情報を取り扱うことについて

一般的制限の事項に係る個人情報

- ア 児童・生徒を逮捕又は身柄通告した事案
- イ 児童・生徒が犯罪行為又は触法行為を繰り返している事案
- ウ 児童・生徒が犯罪行為又は触法行為に関係している事案
- エ 児童・生徒が犯罪被害に遭う可能性のある事案
- オ 児童・生徒のいじめに関する事案

以上の情報について、アからウは個人情報保護条例第8条第1項第3号の犯罪歴に該当し、エ及びオは個人情報保護条例第8条第1項第4号の社会的差別の原因となる事項に該当すると思われるが、児童・生徒による犯罪・触法行為の拡大の防止や児童・生徒を犯罪から守るためには、これらの情報が必要不可欠であるため、取り扱いを行うもの。

(3) 本人以外のものから収集し、目的外提供する個人情報の項目について

ア 本人以外から収集する個人情報の項目

(ア) 当該事案に係る児童・生徒の氏名、生年月日、年齢、住所、学年、組に関する内容

(イ) 当該事案の概要に関する内容

(ウ) 当該事案に係る関係当事者への連絡状況（保護者への連絡）に関する内容

提供元 神奈川県警察本部及び神奈川県内に所在する警察署

イ 目的外に提供する個人情報の項目

(ア) 当該事案に係る児童・生徒の氏名、生年月日、年齢、住所、学年、組に関する内容

(イ) 当該事案の概要に関する内容

(ウ) 当該事案に係る指導状況に関する内容

(I) 当該事案に係る関係当事者への連絡状況に関する内容

提供先 神奈川県警察本部及び神奈川県内に所在する警察署

(4) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び個人情報を目的外に提供する必要性について

犯罪・触法行為等に至ってしまう児童・生徒の状況等について学校が把握することで、学校生活へのスムーズな復帰や学校復帰後の立ち直りに向け、有効な支援・指導を図ることができる。

また、暴力行為、器物損壊等の問題行動を繰り返しているケースや情報端末を使用しての悪質ないじめの問題、さらに、家出を繰り返し、福祉犯罪被害に遭う可能性のあるケースなど、学校の指導対応だけでは解決が困難な場合において、児童・生徒が早期に警察の支援・指導を受けることで、犯罪・触法行為への着手や犯罪被害に遭うことを未然に防ぐことができる等、学校と警察が緊密に情報連携して支援・指導に活用することで多くの具体的効果が見込まれる。

よって、児童・生徒の健全育成を図るうえで個人情報を本人以外から収集し、目的外に提供し、学校と警察が必要な情報を共有することは必要であると判断する。

- (5) 個人情報 を本人以外から収集することに伴う本人通知の省略及び個人情報 を目的外に提供することに伴う本人通知の省略について  
個人情報 を本人以外から収集する場合及び個人情報 を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存しているため、原則として、当該児童・生徒及び、当該児童・生徒の保護者に通知を行うこととする。  
しかし、保護者に通知を行うことで児童・生徒に危害が及ぶおそれのある場合は本人通知を省略する。
- (6) 本制度の運用について  
本制度の運用にあたっては、協定の締結以後ガイドラインに則って運用するものとする。
- (7) 実施年月日  
2015年8月1日実施予定
- (8) 提出書類  
ア 資料1 児童・生徒の健全育成に向けての学校と警察との情報連携に係る協定書(案)  
イ 資料2 児童・生徒の健全育成に向けての学校と警察との情報連携に係る実施要領(案)  
ウ 資料3 情報連携に係るイメージ  
エ 資料4 対応する警察組織と支援・指導の具体  
オ 資料5 学校から警察へ支援・指導を依頼する事案に係る本市の状況(事例)  
カ 資料6 学校警察連携制度の先行市における効果のあった事例  
キ 資料7 個人情報取扱事務届出書

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(5)までのとおりの判断をするものである。

#### (1) 犯罪歴及び社会的差別の原因となる事項を取り扱う必要性について

実施機関では、一般的制限の事項に係る個人情報については、児童・生徒による犯罪・触法行為の拡大の防止や児童・生徒を犯罪から守るためには、これらの情報が必要不可欠である、としている。

以上のことから判断すると、犯罪歴及び社会的差別の原因となる事項を取り扱う必要性があると認められる。

#### (2) 個人情報 を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に提供する必要性について

実施機関では、個人情報 を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に提供する必要性について、次のように述べている。

犯罪・触法行為等に至ってしまう児童・生徒の状況等について学校が把握することで、学校生活へのスムーズな復帰や学校復帰後の立ち直りに向け、有効な支援・指導を図ることができる。

また、暴力行為、器物損壊等の問題行動を繰り返しているケースや情報端末を使用しての悪質ないじめの問題、さらに、家出を繰り返し、福祉犯罪被害に遭う可能性のあるケースなど、学校の指導対応だけでは解決が困難な場合において、児童・生徒が早期に警察の支援・指導を受けることで、犯罪・触法行為への着手や犯罪被害に遭うことを未然に防ぐことができる等、学校と警察が緊密に情報連携して支援・指導に活用することで多くの具体的効果が見込まれる。

よって、上記の場合においては、児童・生徒の健全育成を図るうえで個人情報をも本人以外から収集し、目的外に提供し、学校と警察が情報を共有することは必要であると判断する。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に提供する必要性があると認められる。

(3) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

実施機関では、個人情報を本人以外から収集する場合及び個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が存しているため、原則として、当該児童・生徒及び、当該児童・生徒の保護者に通知を行うこととするが、保護者に通知を行うことで児童・生徒に危害が及ぶおそれのある場合は本人通知を省略する、としている。

以上のことから判断すると、本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

ただし、本人通知を省略する判断責任者を明確にすることを条件とする。

以上に述べたところにより、実施機関が別に定めるガイドラインに基づく一般的制限の事項に係る個人情報を取扱うこと、個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略に係る包括的な取り扱いは適当であると認められる。

(4) 条件

他の実施機関が定めた個人情報の目的外提供についてのガイドラインと比較検討し、ガイドラインでの記載を要する項目が充足しているかを確認及び整理すること。